

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成27年6月11日（木）午後3時00分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，岡崎紀子委員，小池覚子委員，佐藤由美子委員，南條雅彦委員，野口正行委員，福田尚司委員，三木健一委員，水田美由紀委員，山崎まさよ委員，横田都志子委員

#### 2 オブザーバ

細木明久事務局長，紀太哲夫首席家裁調査官，長谷川健作首席書記官

#### 3 事務担当者

池田誠総務課長，森川竹夫会計課長，林隆也総務課課長補佐，高村秀典主任書記官

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 新任委員挨拶

#### 4 報告

前回の委員会（平成27年2月5日開催）において，議事概要の発言者の表記について，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であることを明記するとともに，同一委員による複数の発言があった場合は，それが同一委員の発言であることが特定できるようにする旨定められたことから，同委員会の議事概要から，その趣旨を踏まえた表記とした旨の報告があった。

#### 5 意見交換等

「事件関係者に対して書類を送付するに当たり配慮すべき事項」をテーマに，別紙の

とおりの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成27年10月21日（水）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

裁判所における男女共同参画について

7 閉会

(別紙)

### 意見交換における発言要旨

(◎委員長, ○委員(委員長を除く。( )は, 家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。), △事務担当者, □オブザーバ)

◎委員長

本日のテーマは, 「事件関係者に対して書類を送付するに当たり配慮すべき事項」となっています。

皆様には, 事前に, 子供が1人いる夫婦間で, 仲が悪くなってしまい, 夫の方が夫婦関係調整の調停を申し立てたという設定で, その相手方である妻に裁判所から書面が届いたと仮定して, 実際に裁判所から送付する書面をお渡ししています。

ですから, 皆さんは, その妻のつもりで, これを読んでいただくということでお願いします。

まず, 封筒について何か感じたことはありますか。

○A(1)

私の事務所のスタッフに, いただいた書類を渡して, 「これが来たらどう。」と聞いてみたところ, 「この茶封筒が嫌だ。黒い明朝体も怖い。」と言っていました。差出人が裁判所であることを隠すために, わざわざ封筒に個人名を記載しているのに, 代表の電話番号が書いてあることで個人からではないと分かるし, 怪しいということでした。

夫婦の間では, こういう書面が来るということは, 薄々気が付いているんでしょうが, 子供が見たときのことを考えて, 裁判所ということをあえて記載しないという配慮だと思うのですが, そうであれば, もっと裁判所らしくないようにするのが努力すべき方向だと思います。せめて白い封筒にして, フォントを丸ゴシック体ぐらいにして, 差出人を印刷ではなく, ゴム印にするというような配慮をすべきだと思います。

それから, 宛先の部分に窓が開いているのも, 罰金とか税金を払うときの封筒のイメージがあるので, シールとか手書きのほうがいいのではないかという印象です。

○B(1)

私の職場も裁判所と同じような感じですが。確かに、カラーをちょっと入れると全然印象が違うと思いますが、コストが高くて、批判を受けることになるのかなと思いました。私のところもできてないのに、裁判所にはやれというのは、ちょっと気がとがめます。

○C (2)

封筒の差出人のところに㊦と記載されているのは、家庭裁判所の「カ」という意味ですか。

△D

同じ住所に、家庭裁判所のほか、地方裁判所も高等裁判所もありますので、「宛所に尋ね当たらず」などの理由で、郵便局から返送されるときに、返送先が分かるようにするために記載されているものだと思います。

○A (1)

でも、㊦って、すごく怪しいですね、㊦だけフォントが大きいですし。

◎委員長

白の封筒にした場合と茶封筒の場合、あるいはカラーにした場合、コストがどれくらい違うかというのはわかりますか。

△E

業者に、お手元の茶色のクラフトの封筒を白の封筒に変えた場合、どのくらい経費がかかるかについて確認したところ、倍ぐらいかかるということでした。

◎委員長

それから、個人名を書いている趣旨は、先ほど委員の方が述べたような理由でよろしいでしょうか。

△D

裁判所名ではなく個人名で送っているのは、先ほど委員の方が言われたとおりであり、一見して家庭裁判所と分からないような配慮をしているということですか。

◎委員長

印刷文字の字体をどうするかという発想は、今までありましたでしょうか。

△D

いえ。そのような視点はなかったです。

○A（1）

字体は、コストとは関係ないから大丈夫ですよ。

△E

字体を変えらるとなると、版下というか原稿が変わりますので、若干費用がかかるかと思  
います。

○A（1）

二、三千円ですよ。

◎委員長

受け取る方としては、差出人の表記は、ゴム印のほうがやわらかくなるのですか。

○A（1）

子供の目に、家庭裁判所から来たというのが分からないようにするという趣旨ならいい  
のですが、大人が見ると、差出人が個人なのに、そこが印刷されているというのは、個人  
から来たというのがカモフラージュだということが分かってしまうという意味で怪しい  
ですよ。家裁から来たことを隠そうとするのなら、もっと隠すテクニックを磨いたほう  
がいいのではないのでしょうか。

◎委員長

「代表」とか「直通」という記載があったら、組織だということですよ。でも、その  
記載は外せないですよ。

○A（1）

電話をかけようとする人は、直通があれば必ず直通のほうにかけると思いますので、代  
表番号の記載は要らないのではないのでしょうか。そうすると、代表番号が要らなくて、  
（直通）という表示も要らなくて、ここへは郵便番号と住所と、直通の電話番号と、担当  
の方の個人名があって、なおかつ宛先不明で返ってきたときのこちら側の分類があればい  
いということになるのではないのでしょうか。

○F（1）

そもそも封筒に電話番号の記載は要らないのではないのでしょうか。中に文書が入っていて、そこに電話番号が記載されているわけですから、封筒には、住所と岡山晴男さんの名前だけがあればいいのではないかと思います。

○A（1）

あとは、広島花子さん宛てに岡山晴男さんから郵便物が来ると、同居している人から、「男から手紙が来ているよ。」とか言われたいのかなと心配です。岡山晴男さんは、本当に岡山晴男という名前かもしれないけど、女性に出すときは岡山晴子にして出すとか、そういう配慮も必要ではないかと思いました。

○G（1）

窓開き封筒にするのは意味があるのですか。封筒にこの加工をすると結構コストがかかりそうで、タックシールを貼るほうが安いような気がするのですが、それをしないのは何か理由があるのでしょうか。

△D

事件はシステムで管理しており、宛先は、システムに登録した住所が出力されるので、それを利用しているということです。

◎委員長

タックシールに印刷するとなると、ちょっと手間がかかるということですか。

△E

宛先は、システムを利用して、コピー用紙に印刷しています。これをタックシールに印刷するとなると、印刷の都度、トレイを差し換えるといった作業が加わることになります。

◎委員長

普通のプリンターで印刷するには、この方法がやりやすいということですね。

○A（1）

紙だから、トレイを替えなくていいですよ。

ちなみに、これだけ郵便物が入っていたら、82円では足りませんよね。

△D

そうです。140円かかります。

◎委員長

書類の量についての印象はどうですか。

○A (1)

これを見て、少ないと言う人はいないと思います。こんなにたくさんの書面を読まないといけないのは大変だと思います。

◎委員長

書類は、いつもこの順序で入れているということです。宛先の紙が1枚あって、次に「はじめにお読みください」があって、そこに書面の表題が書いてあって、その表題の順序に従って、書面が封入されているということになります。

○C (2)

一番上に「はじめにお読みください」という書面が入っているようですが、これは何かぶしつけという感じがします。普通、手紙を面識のない人に送るときは、私は誰々でございませうという挨拶があると思うのですが、岡山晴男が何者で、岡山家庭裁判所というところがどういうところで、調停が何かというのが何も説明がなくて、いきなり申立人からあなたに調停がありましたよ、じゃあ読めよという感じなので、何かみんな私のことは知っているのだらうという気持ちがありありと見えるのです。普通の人には、調停が何かも分かりませぬし、家庭裁判所というのがどこで何をするとところかもよく分からない。そうは思わないのでしょうか。

○A (1)

「はじめにお読みください」が、「前略」とか「新緑の候」とかから始まって、何かちよっと前文があればいいのではないかという気がします。

◎委員長

この<夫婦関係調停(円満)調停について>という書面で、調停の仕組みを説明しています。そして、その次が、こういう申立てをいたしましたという申立書です。その次に、いつ

いつおいでください。その次の書面は、自分から文書などを出すときは、この点に注意してくださいという非開示の希望がある場合の文書の取扱いが記載されています。

○A（1）

「非開示の希望に関する申出書」というのは、普通の人を読んで分かるものなのですか。私が読んでも、何のことかよく分からなかったのですが。

◎委員長

この点は、電話で質問があることが多いですか。

△D

これに関しての問合せは、ほとんどないです。

○A（1）

じゃあ、これは非開示にしてくださいとはっきり理解して、紙の隅をホッチキスでとめたものが提出されるということですか。

△D

とめたものもあれば、とめてないものもあります。

○A（1）

これを理解しているということですね。すごいですね。

○H（4）

離婚のもめごとがあるときは、相手に知られたくない情報を結構お持ちなので、むしろ一生懸命読まれているのではないかなという印象です。

○A（1）

そうすると、今おっしゃった「相手方に知られたくないこと」という表現にしたらいいのではないのでしょうか。「非開示」というのは、非常に専門的な表現のように思えます。

○H（4）

「ご承知おきください」の2のところ、相手に見られたら困る書面や資料を提出する場合について、かみ砕いた説明をしています。

○A（1）

裁判所から書面を送る際には、書類をとじる順序が考えてあるかも知れませんが、一度、書類をばらしてしまったら、元に戻すことができなくなり、わけが分からなくなるのではないのでしょうか。

○H（４）

同封されている申立書は、とじられた状態で送付します。これは、法律上、相手方に送付することが定められているので、外すことはできません。それから、期日はいつですとお知らせがあり、そのほか、プライバシーは保護されるというお知らせとともに、円滑に調停を進めるために、必要な情報をあらかじめ教えてくださいという一連の書類があります。

最後に、事件当事者は、こういう書面は、以後ここに送ってくださいと申し出ることができるようになっているので、裁判所からの書類の送付先を届け出るための書類が同封されています。

書類はたくさんありますが、一つずつ読んでいただいたら、一応分かっていたので、受け取った方からの問い合わせが少ないのではないかと考えています。

◎委員長

「はじめにお読みください」の書面については、同封されている書面をばらばらにしても、これを読んだら、この順序にすればいいということが分かるようになっているので、この書面は重要だと思います。

○B（１）

資料と提出書類とが区別してあると分かりやすいのではないのでしょうか。例えば、資料、提出書類に、それぞれ資料１、２などと番号をつけると、分かりやすくなると思います。

○I（２）

「ご承知おきください」というタイトルに、何となく威圧感があります。また、これを一生懸命読んでも、結局何を、いつまでに出せばいいのか分かりづらいので、表形式になっていればいいと思います。

○F（１）

確かに、タイトルが「ご承知おき」となると、上から目線っぽいですよね。

◎委員長

次に、提出書面である「意見書」と「進行に関する照会回答書」についての御意見をいただきたいと思います。

○A（1）

その前に、申立書の「申立ての動機」に、13個の原因が記載されているのですが、何かこのカテゴリーとか並び方が気になります。「精神的に虐待する」とか、「暴力を振るう」とあるのは、肉体的に虐待する場合が「暴力を振るう」ということなのかなと。「性格があわない」と「性的不調和」というのは、性格と性が合わないのを区別するためにこういう言葉で表現しているのでしょうか。最後が動詞だったり、そうでなかったり。カテゴリーがばらばらで外国人には理解できないとよく言われる、お尻、前、後ろ、やわらかという、ウォシュレットのボタンみたいな不思議な感じがします。

◎委員長

これは最高裁判所で作成した申立書をそのまま当庁でも使っているものです。

○A（1）

何かセンスが感じられないという感じがします。

○B（1）

申立書の内容だけ伝えればいいということでしたら、別に打ち直した方が枚数も少なく済むのに、申立書のコピーをそのまま渡すというのは、その方が、相手方が、「ああ本人からだ。」というのが分かるからという理由もあるのですか。

○H（4）

法律上、申立書の写しを送ることになっているので、このような定型用紙ではなく、弁護士が作成する申立書には、5枚とか10枚に及ぶものもありますが、そういう申立書も相手方に送付しています。

要するに、手続保障ということで、調停の相手方になった方が一体どういうことで調停に行くのかということを知って来るようにすることが大事だという法律の仕組みになり

ます。

◎委員長

以前は、そういうお知らせが全然ありませんでしたよね。

○H（４）

以前は、調停期日通知書だけが送付されていました。相手方にとっては、何だろうという感じだったと思います。

○B（１）

数ある選択肢を選んで丸を書いたものと送るというのは、本人が書いたものをそのまま送る方がいいということで、そうしているのかなと思ったのです。

◎委員長

その人が裁判所に述べたことを、そのまま平等に相手方に情報提供するという発想だと思えます。

○C（２）

岡山弁護士会でやっているADR、仲裁手続というのは離婚も扱います。申立てをする人は、時として過激な内容を書いてくることがありますが、それをそのまま送ると、相手のほうが反発して話合いの場に出てこないことがあるので、出てきてもらうことを優先して、申立書に書いてあることをそのまま伝えるのではなく、内容を斟酌して、あなたに関してはこういうのが申し立てられていますよと、翻訳した文書を送ることもあります。

今のお話では、裁判所は、昔は何も書いてなかった、今は、申立書をそのまま送っているということで、何も考えてない、ゼロか百か、そういう発想なのです。

○J（３）

申立書の写しを送ること自体が、法律とか規則で規定されているのですか。

○H（４）

調停そのものではないですが、家事事件手続法の別表第２に定められている手続は、対立当事者がいることを前提とするものなので、申立ての趣旨を双方に示すということになっています。ただし、申立書に記載されている内容が、手続の円滑な進行を妨げるおそれ

があると判断されるような場合は、申立てがありましたという係属通知を送ればいいことになっていますが、基本的には、申立書を送付することになっています。

○J (3)

その手続は、岡山家裁で変えるわけにはいかないのですか。

○H (4)

当事者の手続保障とか攻撃防御の権利保障の観点から、申立書を送らなければならないと法律が改正されたわけですから、岡山家裁の判断で変えることはできません。

○B (1)

申立書の内容が、かなり過激で、相手を傷つける可能性があるようなものであったら、丸くくだったような内容に打ち直すようなことはあるのですか。

○H (4)

内容を打ち直すことはしません。送ると決めたら、そのまま送りますし、送るのが相当でない場合は、申立てがあったことを通知することになっています。

それは、裁判所は、申立人の代理人ではないので、裁判所が当事者のために「あなたの言いたいことはこれですね。」と要約などをすることは、かえってよくないということだと思います。

○A (1)

申立書を書くときに、過激な内容はここに書いてはいけないと言われたみたいなのですが、それはそうなのでしょうか。

○H (4)

それは多分ないと思います。申立書の一番上に「相手に送付されます。」と書いてあるのは、これは相手も見ますよ、という前提で書いてくださいという趣旨です。

○C (2)

弁護士が調停申立書を書くときは、定型用紙は全く無視して、必要な条項は書くのですが、事情とかは自分のスタイルで書いたりします。若い弁護士の中には、熱心に自分が聞いたことを全部書こうと思って、もう微に入り細に入り書きまくって、怒りの塊を送り

付けるようなことがあるのですが、年配の弁護士から、「あんた、こんなこと書いたら相手が来りゃあせんで。」とって指導されることが多いです。

○H (4)

弁護士会にも、この定型の書式を使ってくださいというお願いをされていて、多くの方は、この定型の書式を使って、あまり詳しいことは書かずに調停を申し立てられているようです。

○C (2)

この書式は書きにくいですし、これで調停というか、個々の事案の実態が分かるものではないので、調停委員の方に円滑に進めていただくために、これだけでは書き切れない事案のポイントを書くというのは、弁護士の仕事だと思っています。

◎委員長

裁判所にとっては、定型書式で申し立てられて、更に弁護士さんが書いた詳しい事情が別のものとして提出されていると、とても分かりやすいです。

○C (2)

それは今日初めて聞いたので、弁護士会の会員に伝えておきます。

○B (1)

いただいた書面の中では、「意見書（夫婦関係調整）」が読みやすいなと思いました。

◎委員長

確かにこの「意見書」は見やすいですね。

○A (1)

これは、上の「意見書」の部分が丸ゴシックですね。タイトルは角ゴシックで太文字になっているから見やすいのだと思います。

○A (1)

「意見書」は、広島花子さんが書くのですよね。この書面の一番下に「相手方、印」とあるのは、広島花子さんが広島花子と書くところなのですか。

◎委員長

そうですね。

○A (1)

広島花子さんは、申立人から申し立てられた人だから、一般に「相手方」と呼ばれる人となるわけですね。広島花子さんは、自分が「相手方」と呼ばれるということはどこで知るのでですか。私だったら、この「相手方」というところに自分の名前を書かないような気がします。これは相手であって、私じゃないでしょうと思うからです。

○H (4)

この「意見書」の一番上の枠の中に説明文があり、その中に「相手方（あなた）」となっているので。これを読んでいただければ分かっていただけるのではないかと思うのですが。

○A (1)

自分を基準にすると、自分は「相手方」ではないけど、手続の中では、自分が「相手方」だったりするので、難しいのではないのでしょうか。

◎委員長

その言葉は、普通に会話していても難しい言葉ですね。「先方」という言葉に替えるというのはどうでしょうか。

○B (1)

「あなたの名前」と記載する方法もあると思います。

○A (1)

「相手方」というのを消してくれたほうが、自分の名前を書くと思うのですが。

○C (2)

「回答者」という記載はどうか、「回答者氏名」とか。

○A (1)

記入者とか。

○B (1)

そのほうが分かりやすいですね。

◎委員長

次に、「進行に関する照会回答書（相手方用）」についてですが、これを読んで何か疑問に思ったことはないですか。

○A（1）

これにも「相手方」と書いてありますね。

○C（2）

この5番の「申立人の暴力等がある場合には記入してください。」についてですが、このような情報を、警備などを行う上での参考にするという趣旨であれば、その目的を分かるように書いておくべきだと思います。単に暴力を振るうかどうかに興味があって聞いているのではないし、申立人に見せないと書いてあっても、そんなところは誰も読まないもので、いろいろ具体的に本当のことを書いたら、またそれを申立人が読んで、いじめられるのではないかと思ったりして、遠慮して書かない人が多いです。

◎委員長

「申立人に見せることはありません。」と書いてあってもですか。

○C（2）

そこは基本的には読まないですね。

○B（1）

私たちのところへ相談に来る人などは、こういう書面は、自分では全然作成できません。全部職員が一緒に聞いて、これはこうですよ、こうですよと言って、一々付き添ってあげる必要があります。「見せることはありません。」などと書いてあっても、大体スルーされます。

◎委員長

そうすると、5番の左側のこの文章に、「これは、危険防止のために特別な配慮する必要があるかどうかを、裁判所が判断するための情報です。」という感じで書いておくといというわけですか。

○C（2）

そういう趣旨のことを書いていただいたらいいのですが、今の内容では、長くて多分読まないで、「警備の必要がありますか。」とか、そういう端的で分かりやすいほうがいいと思います。

◎委員長

次に、「連絡先等の届出書（兼送達場所届出書）」についてはいかがでしょうか。

送達場所を非開示にしてほしいという希望がある方は、ここに記載されているように、非開示の届出書にとじられて提出されていますか。

△D

はい。ここが一番非開示の希望が多いところです。

◎委員長

そうすると、この書面はちゃんと読まれていて、理解もされているということですね。

次に連絡カードについて、これがどう使われているか、説明してください。

△D

このオレンジの病院の診察券のようなカードが連絡カードです。このカードの裏に調停の期日を書き込むようになっていて、最初は、第1回目の調停期日、今回でいうと6月29日の10時30分と裁判所の方で記載した上で送付します。

第1回目の調停期日に来られて、第2回目の期日が決まったときは、「期日通知書」をお渡しする代わりに、当事者が自分で次の調停期日をこのカードにメモをするという使い方をしていただいています。このカードは、財布にも入るサイズです。急に裁判所に連絡する必要が生じたときのために電話番号等も書いてあります。

また、調停期日当日は、待合室で、個人名ではなく、事件番号でお呼びしていますので、このカードを持っていると、自分の事件番号が分かるということで便利だと思います。

○A（1）

このカードに、自分が調停手続の上では「相手方」という立場であるとちゃんと書いてあるんですね。

それから、「連絡先等の届出書（兼送達場所届出書）」についてですが、送達場所の欄

に、□住所とか、□就業場所（勤務先）、□実家などと、チェックを入れるようになっていて、その住所がどういう場所なのかを聞いているのだと思うのですが、どうして（勤務先）の前にわざわざ「就業場所」と書いてあるのか、「勤務先」だけで別に構わないのではないかと思います。わざわざ字の数を増やして、ややこしくするのではなく、シンプルに書けばいいと思います。

○B（1）

そういう意味で言えば、「送達」という言葉は聞いたことがないので、「送付」という表現に替えるとか。

○A（1）

「郵便物の届く場所」とか、「送付」とか、「郵便」という表現の方がいいですね。

◎委員長

その次に「送達受取人氏名」と記載していますよね。「送達」とは、裁判所の手続上の用語です。

○A（1）

裁判所でしか聞かない言葉ですね。

○B（1）

「郵便物を受け取る人の氏名」でいいのではないのでしょうか。

○H（4）

司法手続だからこういう表現になってしまうのかもしれませんが。

○A（1）

「郵便物の届く場所」という表現の方が、より分かりやすいような気がします。

○C（2）

今の送達云々というのはもう少し分かりやすく、「送ってほしいところ」とか、「郵便物の宛先」とか、そういう普通の人を使う言葉にすべきだと思います。要するに、今の書式がこうであることの言い訳というのは何でもつけられるというか、そういう理由があるからこうしているのしょうけれども、それが一般の市民じゃ分かりにくいかどうかを確

認するのが今日の場合ですから、それを一般の市民の人がどう言われているかというのを本  
当にどうするか、どこまで変えるかということを議論するのがここの場合だと思います。裁  
判所が説明をする場ではないのです。

○A（1）

あと、「平日昼間の連絡先」という欄があって、電話番号を書くようになっているので  
すが、裁判所の勤務時間中にかけてくるのでしょうか、それは何時から何時までなのか  
書いたほうがいいのではないのでしょうか。午前9時から午後5時までだとか。

◎委員長

勤め先なので、裁判所から電話をかけたときに、「裁判所」と名乗らないでくださいと  
書いてくる人もいます。

○A（1）

夜は駄目なのではないでしょうか。裁判所の職員が帰ってしまうので、夜は駄目なのですよ。

○F（1）

裁判所から夜に電話をするということは、全く想定されていないのですか。あくまでも  
昼間にしか電話をしませんよという態度が、この文面から見てとれるのですが、それを受  
け入れられる人ばかりじゃないと思います。職場にかけてこられると困るという人もい  
るので、仕事が終わる夕方5時以降にこの携帯に電話してくださいとか、そういう人たちも  
必ずいると思うのですが。

○A（1）

ここに、自宅、勤務先とチェックを入れるようになっているということは、固定電  
話を書きなさいという意味なのではないでしょうか。携帯電話なら、営業中でも連絡が取りやす  
いので、携帯電話を選ぶ欄があってもいいのではないかと思います。

◎委員長

実際には、携帯電話の番号を書いてくる人が多いのではないですか。

△D

携帯電話が多いです。

○F（1）

もし携帯電話の番号が書いてあったら、それはそれでいいのですか。

△D

はい。携帯電話の番号を書いてこられる方が多いですし、できるだけ5時以降にお願いしますと言われたら、そこは柔軟に対応しています。

○F（1）

対応できるのですか。

◎委員長

ただ、そのような欄はないのですね。

○F（1）

それがないから、これを受け取った人は、そう書いてはいけないと思うのでしょうか。

○A（1）

せめて、備考の欄に、携帯電話を選ぶことができるようにしたほうが書きやすいと思います。

○K（1）

裁判所と名乗ることが嫌で、否という回答があった場合は、どのように名乗ってかけるのですか。

△D

「岡山市北区の〇〇ですが」と名乗って、かけることになります。

○K（1）

それはかたいですね。岡山市北区の何々ですと言うのは。

○A（1）

岡山市北区といっても、広いし、何も特定できませんよね。

◎委員長

怪しいところからの電話だったので出ませんでした、というのが最近多いですよね。でも、何かの拍子に、裁判所からの電話だったと分かるわけですよね。あれはどうして分か

るのですか。

△D

携帯とかナンバーディスプレイの電話であれば、発信者の番号が出ますので、それを何かで検索して、裁判所ということが分かって、後からかけ直すということはあるかなと思います。

○A（1）

あと、送達場所、連絡先の届の一番下に「申立人」，「相手方」と選択するところがありますが、裁判所にとっては、広島花子さんが相手方であることは分かっていることなので、改めてここでもう一回書かせる意味があるのでしょうか。

◎委員長

これは、多分申立人も使う共通の書面なのです。

○A（1）

でも、書かなくても分かっていることではないですか。何度も同じことを書かせなくていいのではないかと思うのですが。

◎委員長

名前だけ書けばいいのではないかということですか。

○A（1）

そうです。

○I（2）

返信用の茶封筒が入っていますが、これに切手は貼らないのですか。

△D

実際には、返信用の封筒には、82円の切手を貼った上で出します。

○I（2）

たくさん書いて重くなっても、結局払っていただけるのですか。

△D

重くなって、82円では足りなくなっている場合に、そのまま出されると、裁判所に郵

便局から、不足分の請求が来ることになります。その場合は、あらかじめ、申立人から納付してもらっている切手の中から払うことになります。

○G（1）

切手をあらかじめもらっているということですか。

◎委員長

申立ての段階で、申立人から、ある程度の切手を納付してもらうのです。手続が進んで、それでは足りなくなると、その段階で追加分を納付してもらうことになります。

○L（1）

最初に戻るのですが、「はじめにお読みください」の中で、いくつか気になるところがあります。最初の「この度、申立人から」という部分ですが、そこに申立人の名前を記入するようにはできないのでしょうか。申立人だけだと、どこの誰かわからないので、〇〇様からとか、〇〇さんからこういう申立てがありましたと書いてあれば、何枚かめくって誰が申し立てたのか初めて分かるというより、分かりやすいのではないかと思います。

◎委員長

確かに、そうですね。

○L（1）

同じ書面の2番のところで、「調停期日の10日前までに、同封の封筒にてご郵送ください。」とあって、ほかの紙には、「最初の期日の10日前までに提出してください。」となっていて、「提出」や「郵送」などと表現がちょっと違っているのですが、あえて違わせているという理由がないのであれば、どちらかに統一したほうがいいかなと思います。

それから、「調停期日の10日前までに」というのは、月またぎとかになったら10日前にとっても、すぐに分からないので、期限を明示したほうが多分受け取った側としては、分かりやすいと思います。

あと、同じ書面の一番下の問い合わせ先なのですが、どうもこれは文章を読んでいると、片方だけに肩入れするわけにはいかないもので、専門家に相談してくださいということなんだろうけど、裁判所が弁護士などの専門家に相談してくださいと書くのが適切なのかと

いう気がします。例えば、「弁護士などの専門家に相談する方法もあります。」とか、そういう表現であればともかく、「相談してください。」とあると、何か裁判所で弁護士をあっせんしているようなイメージを受けます。

◎委員長

この文章は、今おっしゃった表現のほうが適切かもしれないですね。

○L（1）

あと、連絡カードとか、至る所に「事件」，「事件」と出てくるのですが、これは「事件」じゃないと駄目なのでしょうか。これは法律用語，司法用語かもしれませんが、私は、仕事柄、毎日事件を扱っているので、夫婦関係調整のための調停って「事件」なのかと疑問に思います。普通に考えたら、これは「事案」とか、「案件」でいいのではないかと思います

待合室で順番を呼ばれるときも、「事件番号何番の方」とかと言われるのかもしれませんが、これも「事件」じゃなくて、「事案」とか「案件」でいいのではないかと思います。

仕事柄、「事件」という言葉に過剰に反応しているだけかもしれませんが、世間一般の人が受け取る「事件」という言葉の印象と、司法の世界で常日頃使われている言葉の印象の違いが気になります。

○A（1）

「相手方」という表現に戻るのですが、「期日通知書」に「申立人」，「相手方」と記載してあるので、広島花子は、自分が調停手続の上で「相手方」と呼ばれることになるというのは分かると思いますが、おっちょこちょいな広島花子さんだったら、この「意見書（夫婦関係調整）」という書面の中の「付随申立てについて」に、誰を親権者にするべきかについて回答するところがありますが、その選択肢として「申立人とする」，「相手方とする」，「検討中」とあり、自分がこの手続の中で「相手方」であることが理解できていないと、自分の意思とは逆の回答をしてしまうのではないかとのではないかと心配です。

◎委員長

ときどき間違っている人がいます。

○A（1）

ここを何かもっと分かりやすくできないのでしょうか。

○H（4）

分かりやすさで言えば、父、母にしてもいいですね。

○A（1）

一目瞭然で、間違えないようにするのが親切だと思います。

◎委員長

確かにそうですね。ほかに御意見がありますか。

○B（1）

レイアウトの関係での意見です。「ご承知おきください」という書面についてですが、非常に読みづらく感じます。※印がたくさんあることに加え、「こうしてください。」という指示を内容とする文章と「こうされることがありますよ。」という注意を内容とする文章が混在しているようなので、指示等については、番号をつけて箇条書にして、注意を促す文章は、フォントを小さくして下部の欄外に記載するなどして、整理をしたほうが見やすいと思います。

◎委員長

確かに、伝えたいことをいっぱい盛り込んでいる感じがしますね。

○B（1）

まあ、気持ちは分かりますが。

○C（2）

申立書の「申立ての動機」の欄の10番に「家族と折り合いが悪い」という選択肢がありますが、これが誰と誰との関係なのか、先方のしゅうと、しゅうとめと折り合いが悪いという場合、これが該当するのか、そうでないのかがよく分かりません。

別々に離れて暮らしている場合にも、「家族」と言うのでしょうか。しゅうとめと仲が悪いときに、それを「家族」とは思わないのではのではないのでしょうか。

◎委員長

夫が自分の親と仲が悪いというケースもありますよね。

○A (1)

「申立ての動機」は、いつまで見ても分からないです。9の「家族をすててかえりみない」と12の「生活費を渡さない」は同じことのような気もするし、違うような気もします。

◎委員長

「申立ての動機」が、どうしてもすっきりしないのですね。

○C (2)

2の「異性関係」というのも、向こうの異性関係なのか、こっちの異性関係かも分からないですしね。女を作ったから別れたいという人もいますよね。

◎委員長

調停の最初は、事情がよく分からないところから始まるということは、ある程度は覚悟していることではあります。

○C (2)

それから、電話番号ですが、直通の電話番号と代表電話の内線の番号が記載されていますが、これは同じところにつながるのでしょうか。

△D

いいえ、違うところにかかります。

○C (2)

じゃあ、どちらにかけるといいのですか。

△D

直通でも代表にかかった後の内線番号でも、最終的には調停係にかかってくるので、特にどちらがいいということはありません。

□M

補足しますと、直通電話は、調停係の代表にかかり、代表電話をかけて内線番号を伝え

ていただければ、調停係の中の担当係につながります。

◎委員長

封筒に電話番号を書く必要あり、なしの話もありましたけど、書くなら書くで内線まで書いてほしいということでしょうか。

○A（1）

個人だと、普通封筒に内線番号は書かないので、内線番号が書いてあったら、個人じゃないというのが分かってしまいますよね。

◎委員長

直通電話だけが書いてあるのがいいということになりますか。

○A（1）

「直通」と書かずに書くか、一切書かないか。中にこんなにいっぱい書面が入っているのですから、別に封筒に書いてなくてもいいのではないのでしょうか。

◎委員長

そうすると、この「期日通知書」に直通電話の番号も入れておいたほうがいいということになりますね。

○H（4）

私の個人的な感覚では、住所があって個人名があるだけのほうが心配のような気がします。電話番号が書いてあるから、まともな郵便物だと思うのではないかなと思いますが、住所と個人名だけのほうがいいですか。

○A（1）

一般的には、電話番号を書いてくる人のほうが少ないような気がします。

○G（1）

相手方に、郵便物が来るかもしれないという気持ちがあれば開けるとは思いますが、何もそういう気がなければ、何かちょっと不審な郵便物だと思って開けたくないかもしれません。

◎委員長

電話番号の記載のあり、なしでは、そう変わらないということですか。

○C (2)

いや、電話番号の記載があると架空請求だと思いますよね。

怪しいところから郵便が届いて、電話番号が書いてあると消費生活センターに伝えたら、それは架空請求だよねとアドバイスすると思います。

◎委員長

そうすると、封筒に家庭裁判所と記載したほうがいいのかという最初の議論に戻ってしまいますね。そして、電話番号を記載すべきかどうか、記載すべきとして、直通の電話番号がいいのか、代表の番号がいいのか、そのあたり、いただいた意見を参考にして検討したいと思います。今日はいろいろなお話を聞かせていただき、どうもありがとうございました。